

学位論文審査要旨

淵 野 貴 生

適正な刑事手続の保障とマスメディア

審査委員 主査 葛 野 尋 之
副査 指 宿 信
副査 本 山 敦

〔論文内容の要旨〕

本論文は、すでに一冊の本として公開されたものである。本論文の構成は次の通りである。

序 章 問題関心

第1部 アメリカにおける「公正な裁判と表現の自由」論の展開

- 第1章 予断発生後の事後的救済
- 第2章 予断発生の防止論と報道の自由
- 第3章 手続の公開制限の可否
- 第4章 手続関係者の情報提供の規制
- 第5章 ま と め

第2部 ドイツにおける犯罪報道と公正な刑事手続をめぐる議論

- 第6章 権利侵害の構造
- 第7章 公正な刑事手続を保障する手段
- 第8章 予断の発生を防止する手段
- 第9章 手続関係者による情報提供活動の是非

第3部 考 察

- 第10章 権利侵害の構造論
- 第11章 適正手続を保障する法的手段
- 第12章 両当事者対等報道

む す び

本論文は、犯罪報道が影響を与える権利・利益のうち、被疑者・被告人の適正手

続を受ける権利の保障に対する影響に焦点を合わせ、適正手続侵害の法的構造を明らかにし、権利侵害に対する実効的な救済および権利保障のモデルを提起したものである。これらの検討を行う手がかりを得るために、本論文は、この問題について活発に議論されてきたアメリカ法およびドイツ法の動向を探る。そして、これらの比較法的知見を手がかりにしつつ、また、報道機関の報道の自由や市民の知る権利の重要性を踏まえ、これらの権利と被疑者・被告人の適正手続を受ける権利との関係を明らかにする。そして、犯罪報道によって有罪の予断が生じないようにし、あるいは社会に有罪の予断が生じてしまった場合にはその予断が刑事裁判に持ち込まれないようにすることによって、被疑者・被告人に公平な裁判所による公正な裁判を受ける権利を保障するための具体的方策を提起する。

各章の概要は以下の通りである。

序章 「問題関心」

序章は、まず、犯罪報道がある人と犯罪行為とのつながりを指摘あるいは示唆する情報であるために、必然的に報道された人のさまざまな権利や利益を侵害するおそれがあるという特徴を有していることを踏まえて、報道によって影響を受ける権利・利益には、名誉・プライバシーと並んで、被疑者・被告人の適正手続を受ける権利があることを指摘している。そして、裁判員制度の実施を間近に控える現在、犯罪報道が被疑者・被告人の刑事手続上の権利にどのような影響を及ぼし、権利侵害に対してどのような対処がなされるべきかを検討することがますます重要な課題になっているとの問題提起を行っている。

しかし、職業裁判官のみで行われてきた従来の日本の刑事裁判においては、犯罪報道が裁判官の心証形成やその他の訴訟関係者の訴訟活動に影響を与えるという意識がほとんどもたれてこなかった。このような現状を踏まえて、序章においては、次に、犯罪報道が刑事手続、そして被疑者・被告人の適正手続を受ける権利に重大な影響を与えていることの実証的解明を試みている。具体的には、非常にセンセーショナルな報道が行われたオウム事件における報道と刑事裁判の推移との関係を詳細に検討し、あわせて重大事件の弁護人に直接聴き取り調査を行い、センセーショナルな犯罪報道が裁判官の心証形成に影響しうらだけでなく、弁護人のスムーズな受任を阻害し、証人や被害者の証言内容に影響を与え、警察による被疑者取調べのさいに供述を引き出す材料に使われるなど、さまざまな面において公正な刑事裁判の進行に影響を与えうることを明らかにしている。

そのうえで、序章は、いわゆる「報道と人権」問題に対するこれまでのマスメディアの取組み状況とともに、この問題に対する学説の到達点と限界を概観し、犯罪報道による被疑者・被告人の適正手続侵害という問題を本格的に論じる必要があることを確認する。

第1部 「アメリカにおける『公正な裁判と表現の自由』論の展開」

1 本論文の第1部は、序章において提起した課題の解決を図るための比較法的示唆を、犯罪報道による適正手続侵害を「報道の自由と公正な裁判」論として活発に議論してきたアメリカ法に求め、アメリカ法が犯罪報道による被疑者・被告人の適正手続を受ける権利の侵害について、法的構造をどのように捉え、いかなる法的対応をとってきたかを明らかにしたものであり、5つの章からなる。

第1章「予断発生後の事後的救済」は、アメリカにおいては、1950年代からマスメディアの報道による被疑者・被告人の公正な裁判を受ける権利の侵害問題が、刑事裁判で正面から争点として扱われてきたことを確認し、これに対してアメリカ連邦最高裁が、陪審員が実際に報道によって予断を抱いているかどうかを立証させ、その結果公正な刑事手続の保障の侵害があると認定された場合に有罪判決を破棄するという「現実的予断の法理」と、報道があまりにもセンセーショナルな場合に、個々の立証をするまでもなく予断発生が推定されるとして有罪判決を破棄する「本来的予断の法理」という2つの基準を確立し、犯罪報道による公正な裁判を受ける権利の侵害の事後的救済のルールを形成してきたことを明らかにしたうえで、基準確立後の判例における基準の適用状況を検討している。

2 第2章「予断発生の防止論と報道の自由」は、1960年代半ばから、アメリカにおいては、権利侵害後の事後的救済から、報道によって陪審員に予断が発生することを防止する方法へと関心の中心が移り、判例を通じて、裁判地の変更や陪審の隔離など、さまざまな予断防止手段が提案されるようになった動向を概観している。次いで、予断発生防止手段として、予断を誘発するような事件情報の報道を禁止することができるかという点をめぐって、報道の自由と公正な裁判の保障との相克が激しく戦われた連邦最高裁 Nebraska Press 協会判決と同判決の結果を受けた学説やアメリカ法律家協会(ABA)の対応を分析し、アメリカ法が事前抑制(報道禁止)を公正な裁判を保障するための手段として事実上完全に否定する方向を固めたことを明らかにしている。

第3章「手続の公開制限の可否」は、手続を非公開にすることによって予断を生

じさせる報道を防止するという方法の是非をめぐる連邦最高裁の判例および学説の展開を概観している。これについても、アメリカ法は裁判の公開と報道の自由を重視し、裁判を非公開とすることに対して非常に高いハードルを設けるという方向を示していたことを明らかにしている。

3 第4章「手続関係者の情報提供の規制」は、報道機関に対する報道禁止と対比しながら、手続関係者から報道機関に対して予断的情報が提供されないよう、手続関係者の発言を規制する方法の是非をめぐる判例、学説、ABAの議論を検討している。連邦最高裁がこの問題を正面から扱った *Gentile* 判決の内容を詳細に紹介したうえで、判例やABA規則においては、訴訟関係者の発言禁止は報道機関に対する報道禁止に比べて緩やかな基準で認められる傾向にあることを明らかにしている。しかし、このような傾向に対しては、学説からさまざまな批判もある。一つは、表現の自由の観点からのもので、報道禁止と比べて決して表現の自由に対する制約度は低くないにもかかわらず、緩やかな基準で訴訟関係者の発言を禁止するのは不合理だとするものであり、いま一つは、訴追側と弁護側の発言とを同列に扱うのは、被疑者・被告人の公正な裁判を受ける権利の侵害を増幅するおそれがあるから、検察官の発言は規制しても、弁護側の訴追側に対する反論は規制すべきではないとするものである。本章は、これらの学説の反応も含めて、手続関係者の情報提供の規制という手段に対するアメリカ法の評価を分析している。

4 第5章「まとめ」は、予断誘発的犯罪報道による公正な裁判を受ける権利の侵害をめぐる議論の進展のなかで、陪審員が犯罪報道にさらされることによって実際にどのくらい影響を受け、刑事裁判における事実の判断に揺れが生じるのか、あるいは手続関係者の情報提供の規制をはじめとするさまざまな予断防止手段がどの程度の実効性を有するのかについて、心理学の知見を用いた実験を行い、実証的に明らかにする試みが盛んになっている状況を概観し、代表的な実証研究のいくつかを取り上げて検討し、法的な対応手段の提案が実証的にも合理性があることがある程度裏付けられていることを確認している。そのうえで、アメリカ法における犯罪報道による適正手続侵害の構造と適正手続侵害に対する法的対応の到達点についてまとめている。

第2部 「ドイツにおける犯罪報道と公正な刑事手続をめぐる議論」

1 第2部は、アメリカ法の議論を追うことでは解明し尽くすことができなかった無罪推定法理との関係および私人間効力論との関係を中心に、比較法の対象をドイ

ツ法に転じ、ドイツ法において犯罪報道による公正な刑事手続の侵害がどのように理論化され、いかなる法的対応が考えられているかを解明するもので、第6章から第9章までの4章からなる。

第6章「権利侵害の構造」は、まず、ドイツにおいては、犯罪報道の対象となる者の保護されるべき権利として、肖像権および匿名を求める権利、社会復帰権、無罪推定法理の保障、公正な刑事手続を受ける権利などさまざまな権利が問題となり、しかも、それぞれの権利が相互に密接に関連しあって全体としての権利構造をなしていることを明らかにしている。すなわち、被疑者・被告人の刑事手続上の権利に当たるのは、無罪推定法理と公正な刑事手続の保障であるが、無罪推定法理は人格権的側面と刑事手続権的側面とを併せ持つ権利であり、前者は社会復帰権と結びつき、社会復帰権の内容の一部をなす一方、後者は、公正な刑事手続を受ける権利と一体化したうえで権利内容を具体化・精緻化する機能を果たしていることを示している。また、権利侵害の原因として、捜査機関による報道機関に対する情報提供活動と被疑者・被告人の実名報道が重視されていることを指摘し、そのような認識が、実名報道を無罪推定法理違反を認定する一要素として組み込ませることにつながり、あるいはまた捜査機関の情報提供規制という対応手段の検討に結びつくなど、公正な刑事手続を受ける権利の保障と有機的に結びついている法的構造を明らかにしている。

次いで、報道機関を権利侵害者とみることで発生する憲法の私人間効力問題をめぐるドイツ法の議論を、基本権保護義務論も含めて包括的に検討している。

2 第7章「公正な刑事手続を保障する手段」は、まず、報道される者の権利侵害に対するドイツの報道界や連邦政府の対応を概観し、ドイツ報道評議会の報道綱領や連邦政府報告書の内容を紹介したうえで、これらの対応の権利保護にとっての意義と限界を評価している。次いで、刑事手続側で予断誘発的犯罪報道の影響が手続内に及ばないようにするための対応手段としてドイツ法で議論されている方法を概観し、裁判官の忌避や裁判所の場所的・時間的変更など、アメリカ法と共通性の高い手段が検討されていることを確認している。

第8章「予断の発生を防止する手段」は、まず、予断的情報を報道した報道機関を処罰したり、報道機関に民事賠償責任を負わせるという方法の是非をめぐる議論状況を検討し、これらの手段には表現の自由との避けられない抵触があること、被疑者・被告人の権利保護に対する有効性にも限界があることなどから、ドイツの議論の趨勢は消極的な評価を示していることを明らかにしている。また、これと関連して、裁判公開の拡大をめぐる議論も紹介しているが、結論としては、現状の公開

のレベルを維持するという立場が支配的であることを確認している。

3 第9章「手続関係者による情報提供活動の是非」は、アメリカ法においても予断発生の防止方法として有力視され、また賛否をめぐって激しい議論が巻き起こっている手続関係者による情報提供活動に対する規制が、ドイツ法においても、アメリカ法と類似する理論的枠組みで議論されていることを明らかにしている。すなわち、手続関係者が自由に法廷外で発言するのを規制することに対しては、報道機関に対する報道禁止とは異なり広汎な支持が存在し、刑事手続基準や各州の報道法において、すでにさまざまな規制がなされている。そして、規制のあり方も、捜査機関に対しては、公正な刑事手続の実現を妨害するおそれのあるような情報提供が厳しく規制され、被疑者の身元情報の公表を被疑者を追跡する目的（指名手配）のような正当な目的のある場合に限定するなど、かなり厳格な規制がかけられる一方、被疑者・被告人に対しては、反論権や共同記者会見などを通じての対抗的発言を公正な刑事手続を保障する手段として積極的に位置づける傾向が見られるのである。

第3部 「考察」

1 第3部は、第1部、第2部において獲得した比較法的知見を踏まえ、日本において、犯罪報道による被疑者・被告人の適正手続侵害をどのように理論的に根拠づけるべきかを考察し、そのような侵害を防止するための具体的な法的・政策的提言を行うもので、第10章から第12章までの3章からなる。

第10章「権利侵害の構造論」は、まず、日本においても、手続関係者に有罪の予断を生じさせることが被疑者・被告人の適正手続を受ける権利の侵害の核心であり、その侵害は、憲法37条1項の公平な裁判所による公正な裁判を受ける被告人の権利の侵害として構成されることを論証している。そのうえで、予断発生の認定方法について検討し、裁判官や裁判員が現実に予断を抱いたか否かを被疑者・被告人側に立証させるのは、実効性の点でも、起訴状一本主義や裁判官の忌避制度が予断を抱かせるような客観的状況を作り出すこと自体を防止しようとしていることとの対比において理論的にも不当であることを指摘し、報道の量や予断誘発の程度が強い自白や前科情報が報道されたかどうかなどの客観的基準を用いるべきことを論じている。次いで、無罪推定法理違反の意味を解明し、無罪推定法理が公平な裁判所による公正な裁判を受ける権利と理論的に共通性を有しつつも、権利内容を一層具体化・明確化する機能を有していることを、ドイツ法の議論を参考にしながら明らかにしている。そして、日本においても、無罪推定法理から、証拠能力を有し、かつ被告人

の弾劾を経た証拠からしか有罪の心証を取ってはならないという基準が導かれるから、この基準を満たさず、また、いったん認識されると強い有罪の予断を生じさせる性質を有する被疑者の自白やポリグラフ検査結果、前科などの情報が報道されたかどうかが適正手続侵害の有無の基準とされるべきことが要請されることを論証している。

第10章は、さらに、ドイツ法における私人間効力論および基本権保護義務論を手がかりにしつつ、適正手続を受ける権利には私人間効力論は当てはまらないこと、しかしながら、適正手続を受ける権利は、国家が被疑者・被告人に対して結果としての適正手続を責任を持って保障する義務であるという特質を持つこと、したがって被疑者・被告人は、誰からであれ適正手続を侵害されたならば、国家に対して不処罰という結果を要求できる権利であることを、公平な裁判所による公正な裁判を受ける権利と一般の基本的な人権および適正手続を具体化した他の権利（弁護人の有効な援助を受ける権利）と対比させながら明らかにしている。

2 第11章「適正手続を保障する法的手段」は、アメリカ法およびドイツ法で論じられている各手段の日本への応用可能性を検討している。まず、刑事手続内部での対応手段として、予断を有する事実認定者・量刑判断者を手続から排除するという手段について、これまでの職業裁判官制度を前提とした場合には、忌避制度を通じて非常に限られた場面でのしか活用の余地がなかったが、裁判員制度のもとでは、不選任制度を活用することにより有罪報道に強く汚染された裁判員候補者を不選任にする現実的基盤が整備されたこと、不選任制度を有効に活かすための質問手続を確立すべきことなどを指摘している。また、裁判地の変更なども限定された範囲ではあるが有効な場合があることを指摘している。

次いで、刑事手続内部での対応手段については、報道が過熱するほど有効性が減じざるをえないとして、報道の自由の制限を伴う手段について検討している。ここにおいては、報道禁止などの情報発信型規制と手続関係者の報道機関に対する情報提供禁止に代表される情報入手型規制とが比較され、表現の自由の制限の程度については一律にどちらのタイプが低いとはいえないこと、自白（共犯者自白を含む）、前科など証拠能力を認められる保障が全くないにもかかわらず、特に強い有罪の予断を生じさせるおそれの強いタイプの情報の報道がほとんど捜査機関を情報源としていること、実証研究によっても自白や前科情報の公表を規制することが予断発生防止に有効であると示唆されていること、理論的にも、そのような予断誘発的情報を公表する捜査機関の行為は積極的な適正手続侵害行為として本質的に規制すべきといえることなどから、捜査機関の情報提供活動の規制の必要性を提示している。

他方、被疑者・被告人の情報提供活動については有罪の予断を中和する効果を持ちうることを認め、第12章は、「両当事者対等報道モデル」を提唱する。同モデルは、被疑者・被告人側が事件について自らの主張を行う場合には、その主張の報道を報道機関に義務付け、また、被疑者・被告人には黙秘権が保障されており、黙秘・否認するのは正当な権利であること、刑事裁判においては検察官が全面的に立証責任を負っており、被告人側が無罪を立証する必要はないことなど、刑事裁判の特質が正確に伝わるような報道を義務付けるというものである。また、報道の自由との関係にも触れ、この対応方法は、報道の義務付けという点において報道の自由を制約するものであるが、報道できない場合に比べると制約度は低くなる可能性を有していると指摘している。そして、「むすび」とあわせて、捜査機関の情報提供活動の規制と両当事者対等報道との組み合わせをもって、予断を持たない裁判官・裁判員による公正な刑事手続を被疑者・被告人に保障するために本論文が提起する改革案の結論としている。

〔論文審査の結果の要旨〕

1 基本的課題設定

犯罪報道が、対象者の名誉・プライバシーの侵害、社会復帰の障害、有罪の予断形成など、さまざまな人権上の問題を生じさせることがつとに指摘されてきた。これまでも、主として知る権利・報道の自由と関連させた名誉・プライバシー侵害に関する憲法学的研究や実体刑法的研究、あるいは犯罪報道の人権侵害の実態を明らかにし、匿名報道原則を提案するなどのジャーナリズム研究はたしかに存在していた。しかし、有罪の予断形成をめぐる適正手続上の問題について、どのような報道が、どのような適正手続上の権利を侵害するのか、権利侵害に対してどのような効果的救済がなされるべきか、権利侵害を防止するためにどのような予防策がとられるべきか、について全面的に検討した包括的研究はこれまで存在しなかったといつてよい。もちろん、この問題に焦点を合わせたモノグラフは出版されていない。本論文は、「適正手続問題としての犯罪報道」という新しい研究課題を学界に提起するものであり、その学術的新規性は高い。

また、偏った報道による予断の問題は、裁判員裁判の実施を間近に控えた現在、実務上もたいへん重要なものとなっている。この問題について精緻な理論的検討を行った本論文は、顕著な学問的価値のみならず、高度な社会的価値をも有している。本論文が、学界のみならず、報道・ジャーナリズムの世界からも高い注目を集めている所以である。

2 適正手続侵害に関する法的検討

過去、犯罪報道による適正手続侵害の可能性が指摘されてきたものの、それに關する理論的検討は必ずしも十分とはいえず、その根拠、構造、判断基準には不明確さが残っている。それゆえ、適正手続侵害の救済方法や事前予防策についても、なお曖昧なままであった。

そのような理論的混迷のなか、第1に、本論文は、犯罪報道が手続関係者に有罪の予断を生じさせることが被疑者・被告人の適正手続を受ける権利の侵害の核心であり、その侵害は憲法37条1項の公平な裁判所による公正な裁判を受ける被告人の権利の侵害として構成されることを明らかにしたうえで、裁判官や裁判員が現実に予断を抱いたか否かを被疑者・被告人側に立証させるのは、理論的にも、実効性の面でも不当であり、報道の量や予断誘発の程度が強い自白や前科情報が報道されたかどうかなどの客観的基準を用いるべきとし、さらに、無罪推定法理から、証拠能力を有し、かつ被告人の弾劾を経た証拠からしか有罪の心証を取ってはならないという基準が導かれるから、この基準を満たさず、いったん認識されると強い有罪の予断を生じさせる性質を有する被疑者・被告人の自白やポリグラフ検査結果、前科などの情報が報道されたかどうか適正手続侵害の有無の基準とされるべきとしている。本論文がこのように犯罪報道による適正手続侵害の根拠、構造、判断基準を明確に提示したことの理論的・実践的意義はきわめて高い。

第2に、本論文は、適正手続については私人間効力論が妥当しないとしたうえで、国は被疑者・被告人に対して結果としての適正手続を保障する義務を負っているから、被疑者・被告人が犯罪報道によって適正手続を侵害されたときは国に対して不処罰を要求できることを明らかにしている。本論文がこのように適正手続保障の法的意義を明確化し、無条件の手続打切というその侵害に対する救済方法を提示したことは、これまでの適正手続をめぐる理論水準を確実に発展させたものといえることができる。

第3に、本論文は、予断を有する事実認定者を排除する方策として、裁判官の忌避の活用、裁判員の不選任制度の活用、裁判地の変更について論じ、自白、前科などとくに強い有罪の予断を生じさせるおそれの強い情報の報道がほとんど捜査機関を情報源としていること、実証研究によっても自白や前科情報の公表規制が予断発生防止に有効であることから、報道機関による情報提供活動の規制の必要性を示すなどして、適正手続侵害の効果的な予防策を積極的に提案している。このことは、適正手続を確保するための有意義な理論的提案であるばかりでなく、本論文の実践的意義を高めるものともなっている。とりわけ、今後の裁判員選任手続の運用に対

して、犯罪報道による予断の排除という観点から具体的提案を行ったことの理論的・実践的意義は大きい。

第4に、本論文は、被疑者・被告人の情報提供活動が有罪の予断を中和する効果をもちうることから、「両当事者対等報道モデル」を提起し、被疑者・被告人側の主張の報道を報道機関に義務付け、また、被疑者・被告人には黙秘権が保障されており、黙秘・否認するのは正当な権利であること、検察官が全面的に立証責任を負っており、被告人側が無罪を立証する必要はないことなどが正確に伝わるような報道を義務づけるべきとし、この「両当事者対等報道モデル」と報道機関の情報提供活動の規制とを組み合わせることをもって、適正手続を確保するための報道改革案として提示している。このことによって、本論文は、刑事手続内の事後救済と事前予防策の提案にとどまらず、報道・ジャーナリズムに対して積極的改革案を明示するものとなっており、本論文の学術的・社会的スケールがいつそう大きくなっていく。

3 研究方法について

本論文は、研究方法の点においても、高度な学術的価値を有している。

第1に、本論文は、犯罪報道によって実際に予断が生じるのか、どのような情報の報道が予断を強く生じさせるかなどについて、アメリカにおいて蓄積された実証研究の成果を的確に捉え、それを法的理論構築の基礎に据えている。法的検討の基礎になる「事実」について、社会科学的実証研究の成果を確実に踏まえるという研究方法によって、適正手続侵害の根拠、判断基準、あるいはその事前予防策に関する本論文の主張・提案が科学的基盤を獲得し、より説得力を有するものとなっている。

第2に、本論文は、比較法研究としても卓抜なものである。本論文は日本の犯罪報道による適正手続上の問題を整理し、解決すべき理論的問題を明示したうえで、早くから犯罪報道による適正手続侵害の問題に注目し、「報道の自由と公正な裁判」論として判例・学説を展開させてきただけでなく、さまざまな予断発生防止策を考案・実施してきたアメリカ法の成果を的確に捉えている。さらに本論文は、適正手続侵害の根拠、構造、判断基準を明確化するために、侵害される諸権利の相互関係、公平な裁判所の裁判を受ける権利の保障と無罪推定法理との関係、私人間効力論の妥当可能性など、アメリカ法の比較法研究によっては解決し尽くされない理論的課題を解決するために、ドイツ法研究を精緻に行っている。このように、本論文は、解決すべき理論的課題を明確化したうえで、それに最も適した理論的示唆・含意を

獲得するための比較法研究を的確に展開している。

第3に、本論文は、たとえば起訴状一本主義、管轄移転請求の趣旨を汲み取ることから、憲法37条1項による公平な裁判所の裁判を受ける権利がたんにその現実的侵害の事後的排除だけでなく、事実認定者が予断を抱くような状況を事前に排除するという予防的要請をも含むことを明らかにするなど、法的主張・提案の根拠として実定法規の利用可能性を追求し、また、現存する法的制度・手続の趣旨をもとにしてその基礎にあるより一般的な法原則の意味を明らかにするという法的検討の方法を効果的に活用している。このことが、本論文の主張・提案に対して強い説得力を与えている。

4 残された課題の明確化

以上のように、本論文は理論的にも、実践的にも大きな意義を有する高度な学術研究であるが、なお残された研究課題もあることを指摘しなければならない。

第1に、適正手続確保のための事前予防策として、裁判員裁判の実施を控えた現在、本論文の提案する裁判員不選任制度の活用はきわめて重大な理論的・実践的意義を有している。この点について、本論文は、犯罪報道による適正手続侵害の核心的根拠は事実認定者に有罪の予断を生じさせることにあり、その判断基準は報道の量、予断誘発の程度が強い自白や前科情報の報道の有無などの客観的基準によるべきとする一方、裁判員選任手続においては裁判員が現実には有している、あるいは有しているであろう予断を根拠にした不選任が示唆されているように見える。問題の理論的・実践的重要性にかんがみ、このことが、適正手続侵害の根拠、構造、判断基準に関する本論文の理論構成とどのように整合的に結びつくのかいっそう明確に提示する必要があるであろう。

第2に、裁判員裁判との関係においては、合議、訴訟運営などを通じて、職業裁判官が裁判員に対しても強い影響力を有し、判断結果に対してなお強い支配力を有するとも考えられる以上、予断を有する裁判官を手続から確実に排除することが必要かつ重要であろう。本論文は、予断を有する裁判官を排除するうえで現行の忌避制度に限界があることを指摘しているが、忌避制度の有効活用に向けたより積極的な法解釈論的提案、さらにはよりより忌避制度を構築するための立法論的提案も検討されてよいであろう。

第3に、本論文は「両当事者対等報道モデル」による報道改革を提案するが、これまで重大否認事件の弁護人などから、報道機関に対して被疑者・被告人側が積極的に情報提供することによって、警察・検察側に自己の「手の内」を知られ、それ

への対応を許すこととなって、防御上かえって不利になるとの懸念が表明されてきた。本論文は、被疑者・被告人が黙秘・否認した場合でも、そのことが予断や不利益を生じさせないようにする報道がなされるべきことを提案するものの、現在の刑事手続のあり方を前提とする限り、被疑者・被告人側の積極的情報提供が実際上困難であるならば、「両当事者対等報道モデル」による報道改革の実現可能性と現実的有効性はどの程度のものなのか、慎重に見極めなければならないであろう。このような障害を克服・解消するための条件を明確化する必要もあるであろう。

第4に、本論文は事実認定をめぐる有罪予断の排除に焦点を合わせており、量刑をめぐる犯罪報道の「予断」の問題については詳細な検討をしていない。たしかに、本論文の法的検討が量刑をめぐる問題のかんりの部分をカバーすることになり、また、事実認定に関する法的議論がそこにも応用可能であるにせよ、量刑に独自の問題を明確化し、その解決のための法的検討を行うことが、残された重要課題となるであろう。

第5に、本論文はアメリカの実証研究の成果を的確に踏まえており、また、オウム事件報道のケース・スタディや重大事件の弁護士へのインタビュー調査の結果を日本における適正手続侵害の可能性を示すエビデンスとして提示しているが、適正手続侵害の現実的存在、あるいはその判断基準、事前予防策の有効性などを検証するために、日本におけるオリジナルな実証研究の構想と実施が強く期待される。たしかに現実的制約はあるにせよ、そのことが、本論文の主張・提案の理論的・現実的インパクトをさらに大きくするはずである。

5 研究の発展可能性

以上、残された課題をいくつか指摘したが、もちろん、これらは、本論文の弱点として本論文の学術的・社会的価値を低めるようなものでは決していない。

むしろ、本論文が大きな理論的・実践的意義を有するものであるからこそ、今後の重要な研究課題が浮かび上がってくるのである。この意味において、本論文は、これらの研究課題への取組みを進めることによって、いっそうスケールの大きな研究に発展し、より高い学術的・社会的価値を獲得する現実的可能性を内包しているといえることができる。

6 結 論

本論文は、犯罪報道による適正手続侵害の根拠、構造、判断基準を明確化し、その救済方法を明示するとともに、適正手続確保のための事前予防策を提示している

点などにおいて、顕著な理論的・実践的意義を有し、その学術的・社会的価値は高い。立命館大学学位規程第18条第2項に定める博士(法学)に相応しい論文であると評価する。

〔試験又は学力確認の結果の要旨〕

2007年6月20日(水)午後6時より8時15分にかけて、創思館401・402号室において、博士学位論文審査公聴会を実施した。公聴会においては、学位請求者より、学位請求論文の概要について報告を受け、それをめぐる質疑応答を行った。

そこにおいては、第1に、公平な裁判所の裁判を受ける権利の法的含意と予断排除のための事前予防策との関係、第2に、「結果としての」適正手続の保障と裁判員選任手続のあり方、第3に、最近の被害者運動の高揚、それにとまなう被害者発言・コメント報道の拡大が有罪予断を形成する可能性、その排除の可能性と現実的方法、第4に、適正手続侵害の事後救済のみならず、その事前予防策を積極的に提案することの意義、第5に、犯罪報道における新聞メディアとテレビ・メディアの異同、テレビ・メディアのコントロールの必要性・可能性・妥当性、第6に、被疑者・被告人側の積極的な情報提供の現実的困難と「両当事者対等報道モデル」の実現可能性、第5に、現在の政治状況のなかで裁判員裁判の実施を契機とした権力的報道規制の危険と本論文の主張・提案との関係、など本質的問題をめぐって質疑・応答が行われた。学位請求者は、これらいずれについても、学位請求論文を確実に踏まえ、豊富な知識と深い思索に裏打ちされた応答を行った。このなか、学位請求者は、今後発展させるべき研究課題についても明確化した。

本学位申請者は本学学位規程第18条第2項該当者であり、東北大学の法学部を卒業、1995年に同大学院法学研究科(公法学専攻)博士前期課程修了後、2007年より立命館大学法務研究科准教授として、刑事訴訟法科目を担当している。さらには、本論文の内容にかんがみ、資料の収集力とその読解力には堪能な外国語能力が認められるので、立命館大学学位規程第25条第1項に基づき試問および外国語試験を免除した。

以上をもって、審査委員会は本学位請求者に博士(法学 立命館大学)の学位を授与することが適当であると判断した。